○沖縄総合事務局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　宮古都市計画道路事業三・五・二号久松線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県宮古島市平良字下里神屋及び下里南方地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第二十九号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第四号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年三月十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十九号中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線、三・三・一号国道三百三十号及び三・四・一号国道三百三十号

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十九号中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線、三・三・一号国道三百三十号及び三・四・一号国道三百三十号五号の事業地に沖縄県沖縄市中央一丁目地内を加える。

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千七百五十二号那覇広域都市計画道路事業三・四・八十五号龍潭線

三　事業施行期間　自平成十一年九月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十一年建設省告示第千七百五十二号、平成十八年沖縄総合事務局告示第二十七号及び平成二十一年沖縄総合事務局告示第十二号の事業地に沖縄県那覇市首里大中町一丁目地内を加える。

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十八号那覇広域都市計画道路事業三・四・八十五号龍潭線

三　事業施行期間　自平成十七年八月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年沖縄総合事務局告示第二十八号のうち沖縄県那覇市首里真和志町一丁目、首里大中町一丁目及び首里当蔵町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成27年３月31日

東北地方整備局長　縄田　正

記

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道13号	山形県尾花沢市大字尾花沢字高田5596番１から同市大字野黒沢字下野黒沢681番２まで
一般国道45号	岩手県陸前高田市竹駒町字相川37番16から同市米崎町字高畑94番10まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から同村尾肝要88番１まで
一般国道101号	青森県五所川原市大字太刀打字柳川266番１からつがる市柏稲盛岡本97番１まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月31日

東北地方整備局長　縄田　正